土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約書

　福岡県（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、受注者所有のパーソナルコンピュータ等（以下「機器」という。）の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

　（契約対象物件及び設置場所）

第１条　契約対象物件、設置場所及び保守の内容については、「土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務仕様書」のとおりとする。

　（契約期間）

第２条　本契約の期間は、契約締結日から令和１２年１０月１４日までとする。なお、賃貸借の期間は、令和７年１０月１５日から令和１２年１０月１４日までとする。

　（賃貸借料）

第３条　賃貸借及び保守に関する料金（以下「賃貸借料」という。）の額は、総額　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　円）とする。ただし、各会計年度における賃貸借料の年額は、次のとおりとする。

令和７年度（令和７年10月15日 から 令和８年３月31日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

令和８年度（令和８年４月１日 から 令和９年３月31日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

令和９年度（令和９年４月１日 から 令和10年３月31日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

令和10年度（令和10年４月１日 から 令和11年３月31日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

令和11年度（令和11年４月１日 から 令和12年３月31日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

令和12年度（令和12年４月１日 から 令和12年10月14日 まで）金　　　　　　　　　円

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）

　（請求及び支払方法）

第４条　第３条に定める賃貸借料は月払いとする。受注者は、機器の使用終了月分の賃貸借料をその翌月以降に発注者に請求し、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとし、月額は　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　円）とする。

　　ただし、令和７年１０月１５～３１日の賃貸借料は　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　円）とし、令和１２年１０月１～１４日の賃貸借料は

円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　円）とする。

２　契約の解除、受注者の履行の遅滞又は受注者の過失により賃貸借期間に１か月未満の端数を生じたときは、当月の賃貸借料は次式により算出した額（１円未満切り捨て）とする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（閉庁日を含む。）＝当月の賃貸借料

（契約保証金）

第５条　福岡県財務規則第170条各号の規定により減免するほかこれを徴する。

　（機器の引渡し）

第６条　受注者は、令和７年１０月１４日までに、機器を発注者に引き渡すものとする。

２　機器の荷造り、運送、設置及び調整に要する費用は受注者が負担するものとする。

３　受注者は、機器に受注者の所有物である旨の表示を付する。

　（権利義務の譲渡等）

第７条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

２　発注者は、受注者がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

３　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

　（機器の現状変更）

第８条　発注者は、機器を第１条の設置場所から移転するときは、受注者に通知するものとする。

　（保守）

第９条　受注者は、機器の機能に支障が生じたときは、直ちに必要な保守業務を受注者の指定した者に行わせることとする。なお、保守に要する費用は受注者の負担とする。

２　発注者の故意又は過失によって修理または調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費は、発注者が負担するものとする。

　（損害保険）

第10条　受注者は、機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く）を付保するものとし、発注者は、機器の盗難等の事故が発生したときは、速やかにその旨を受注者に報告するものとする。

　（注意義務）

第11条　発注者は、機器を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

２　受注者は、発注者の通常の使用により賃貸借物件が滅失又はき損した場合、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

３　前項に定めるものを除き、発注者の責めに帰することのできない事由（失火の場合は軽過失を含む）により生じた賃貸借物件の滅失又はき損による損害の負担は、発注者受注者協議の上定めるものとする。

４　受注者は、動産総合保険で補てんされた損害に対しては、前項の規定にかかわらず、発注者に対して損害賠償の請求はしないものとする。

　（遅滞損害金）

第12条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって第６条第１項に定める期限（以下「引渡日」という）までに引渡しを完了しなかったときは、遅滞損害金を徴収することができる。

２　前項の遅滞損害金の額は、引渡日の翌日から起算し、機器の引渡しが完了するまでの期間に応じ、１年につき未納部分の代金の2.5パーセントに相当する金額とする。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

　一　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　二　履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

　三　正当な理由なく、第15条第１項の履行の追完がなされないとき。

　四　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　前項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から１０日以内に、委託料の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

３　前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二　破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三　振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四　解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五　監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

　一　前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかにないとき。

二　受注者の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。

三　受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五　業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七　第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八　第７条第１項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

九　第７条第３項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

３　前二項の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、発注者が契約を解除した日から１０日以内に、委託料の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（契約不適合責任）

第15条　発注者は、受注者の業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　一　履行の追完が不能であるとき。

　二　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　三　業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　四　前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　発注者は、受注者の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

５　発注者は、納品時から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

（暴力団排除）

第16条　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四　第１号又は第２号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七　役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

４　第２項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条　前三条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前三条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条　受注者は、第21条の規定による仕様変更により委託料の年額が３分の２以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条　第18条第１項又は前条第１項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（仕様変更）

第21条　発注者は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にともない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受注者への通知をもって仕様書を変更することができる。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第22条　この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

　（機器の回収）

第23条　この契約の賃貸借期間が終了し、又は賃貸借を解除された場合は、受注者は機器を速やかに回収しなければならない。なお、これにかかる費用は受注者が負担するものとする。

２　受注者は、回収後機器のハードディスクに保存されている発注者が作成したデータ等を速やかに消去又はハードディスクを物理的に破壊し、発注者に完了した旨の証明書等を提出しなければならない。保守の過程でハードディスクを交換した場合も同様とする。

　（秘密保持）

第24条　発注者及び受注者は、本契約期間にかかわらず、本契約の履行に関し知り得た相手方の業務上・技術上の情報及び資料のうち秘密である旨明示された情報を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏えいし、又は閲覧に供してはならない。

２　受注者及び受注者の従業員は、委託業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

３　本条の規定は、本契約の満了又は解除後も効力を有する。

　（個人情報の保護）

第25条　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の処理については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

　（管轄裁判所）

第26条　この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

　（契約費用）

第27条　この契約の締結に要する費用は、全て受注者の負担とする。

　（協議）

第28条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

　この契約の証として本書２通を作成し、各々記名押印の上、各自その１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　発注者　　福　岡　県

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　福岡県知事　服部　誠太郎

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２　受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようしなければならない。

　（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

　（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

　（安全確保の措置）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（作業場所等の特定）

第５　受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

（持出しの禁止）

第６　受注は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

　（利用及び提供の制限）

第７　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第８　受託者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（再委託の禁止）

第９　受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

　（資料等の返還等）

第１０　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

　（従事者への研修）

第１１　受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

　（事故報告）

第１２　受注者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

　（調査）

第１３　発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等をすることができるものとする。

　（指示及び報告）

第１４　発注者は、受注者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

　（取扱記録の作成）

第１５　受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、発注者に報告しなければならない。

　（運搬）

第１６　受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

　（契約解除及び損害賠償）

第１７　発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。